

規約の改定について

変更箇所

- (協議会の構成) 第4条 別紙2に都市整備局都市基盤部長の追加

変更理由

- 平成29年5月の水防法改正を受け、同年12月に減災協議会を設置
- 平成30年6月に減災に向けた取組方針を策定
- ⇒右記目標の達成に向け、都庁内で実施されている水防活動以外の有益な取組についても、今後随時追加

- 達成すべき目標
東京都管理河川の氾濫に伴う水害に対し、
①「人的被害をなくすこと」、②「物的被害を最小限度にとどめること」

地下街等浸水対策協議会の取組を追加(事務局:都市整備局)

【参考】東京都地下街等浸水対策協議会

- 東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者*と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的として設置された協議会

(事務局:東京都都市整備局)

*施設管理者:地下街、地下鉄、地下道路及びこれらに接続する民間ビル等のすべての所有者・管理者